

商標政策の現状と今後の取組

令和元年 8 月

特許庁

商標出願・審査の動向

審査の処理促進・早期権利化

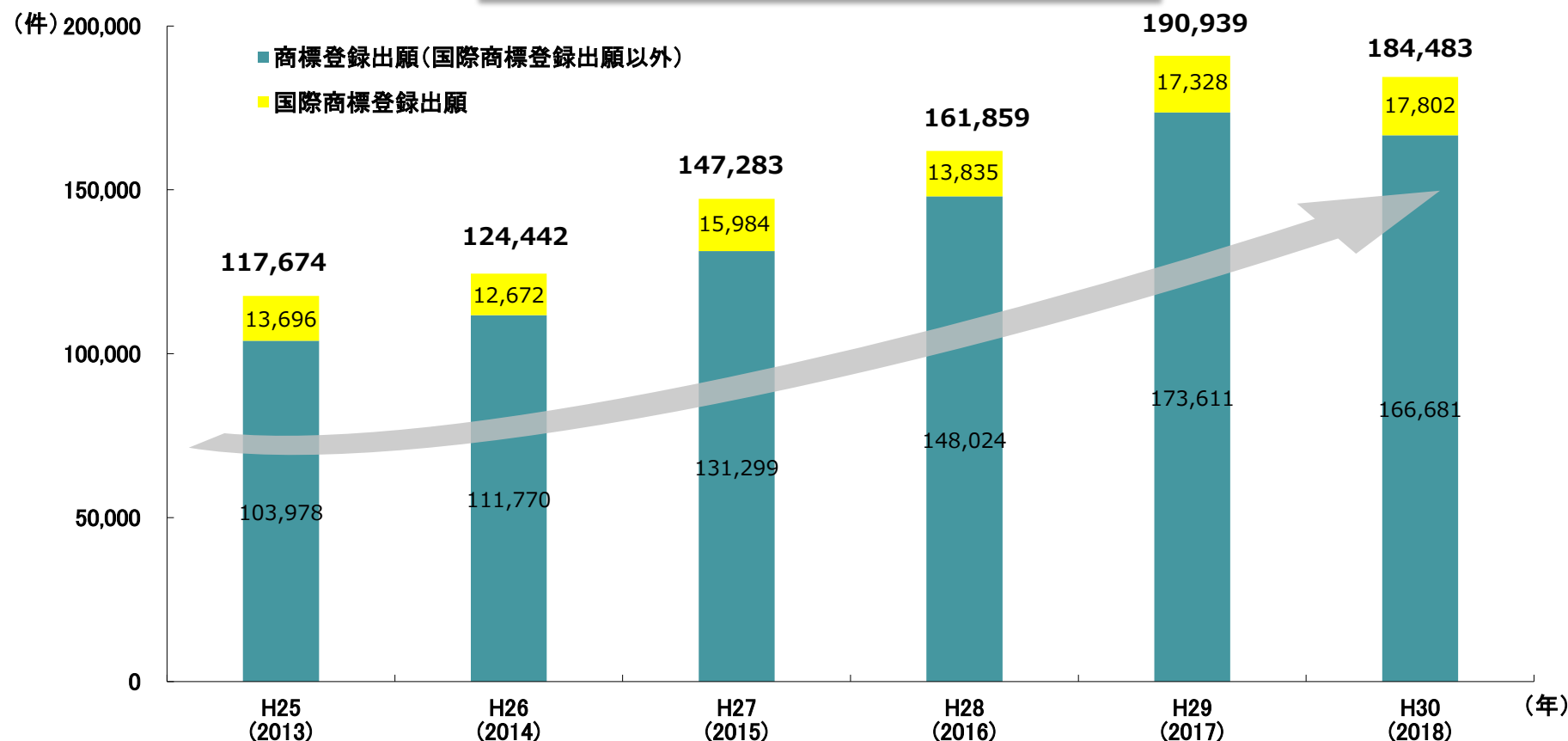
近年の法改正・審査基準改訂等

国際的な取組

商標出願件数の推移

- 平成30年(2018年)の出願は、約18万4千件（前年比約3%減）
➡ **平成25年(2013年)と比べると約1.6倍**
そのうち、国内の出願：約16万7千件（前年比約4%減）
国際商標登録出願：約1万8千件（前年比約3%増）

商標の出願件数の推移

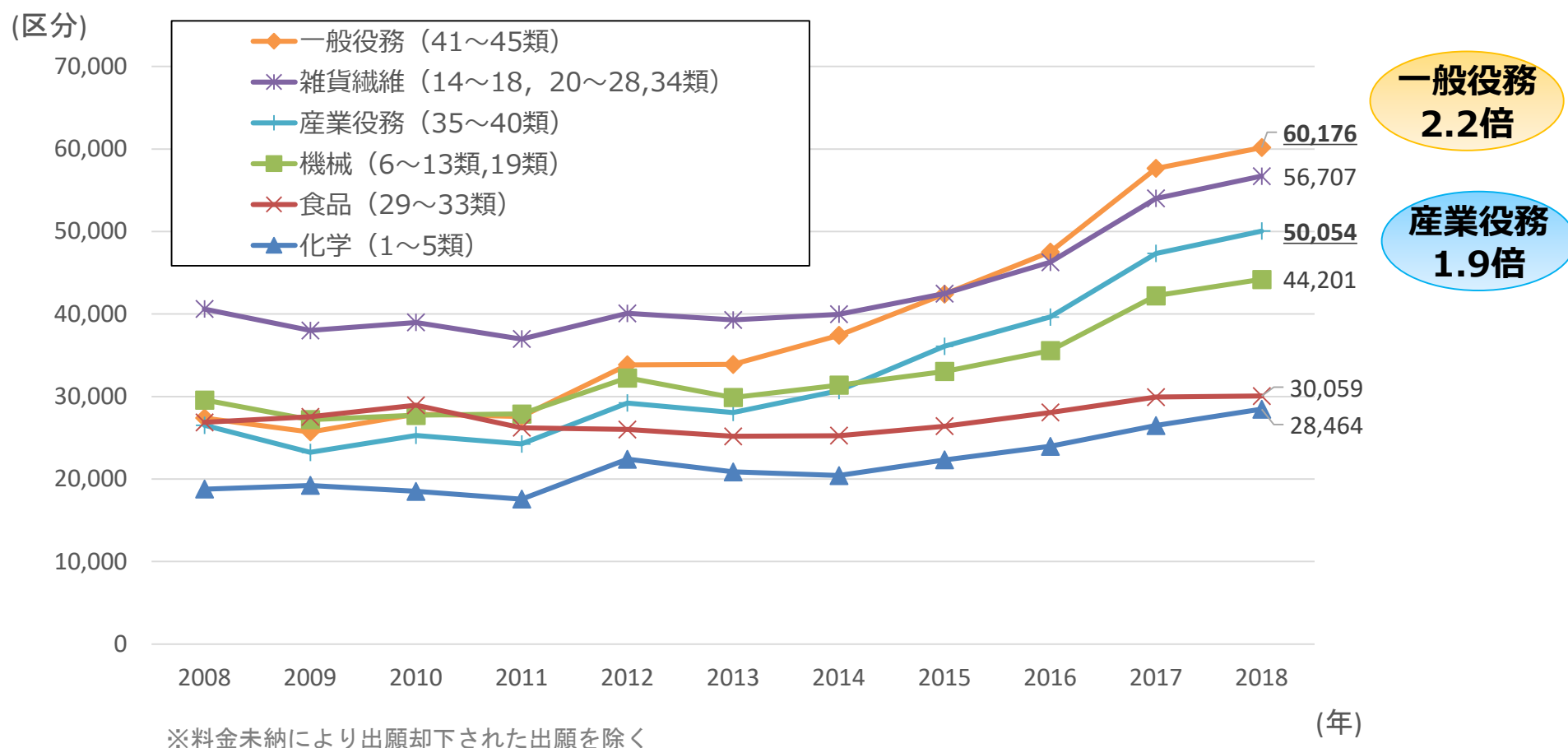


近年の出願件数増加の要因

- 産業分野別では、全体的に出願増の傾向だが、特にサービス分野が伸びている。

※一般役務：飲食物の提供、宿泊施設の提供、教育、娯楽など 産業役務：金融、小売など

産業分野別出願区分数の推移

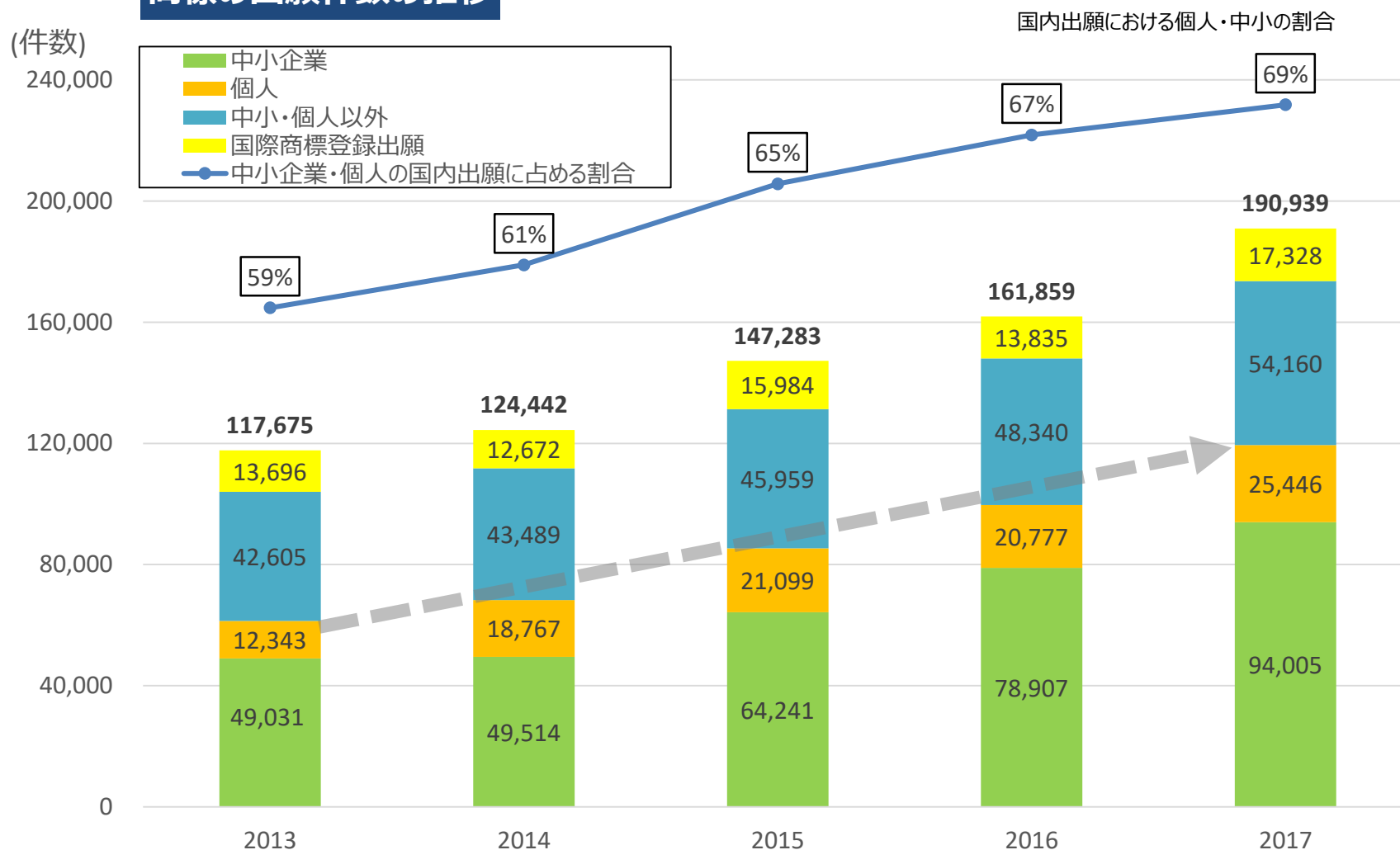


近年の出願件数増加の要因

■ 個人・中小企業による出願増が顕著

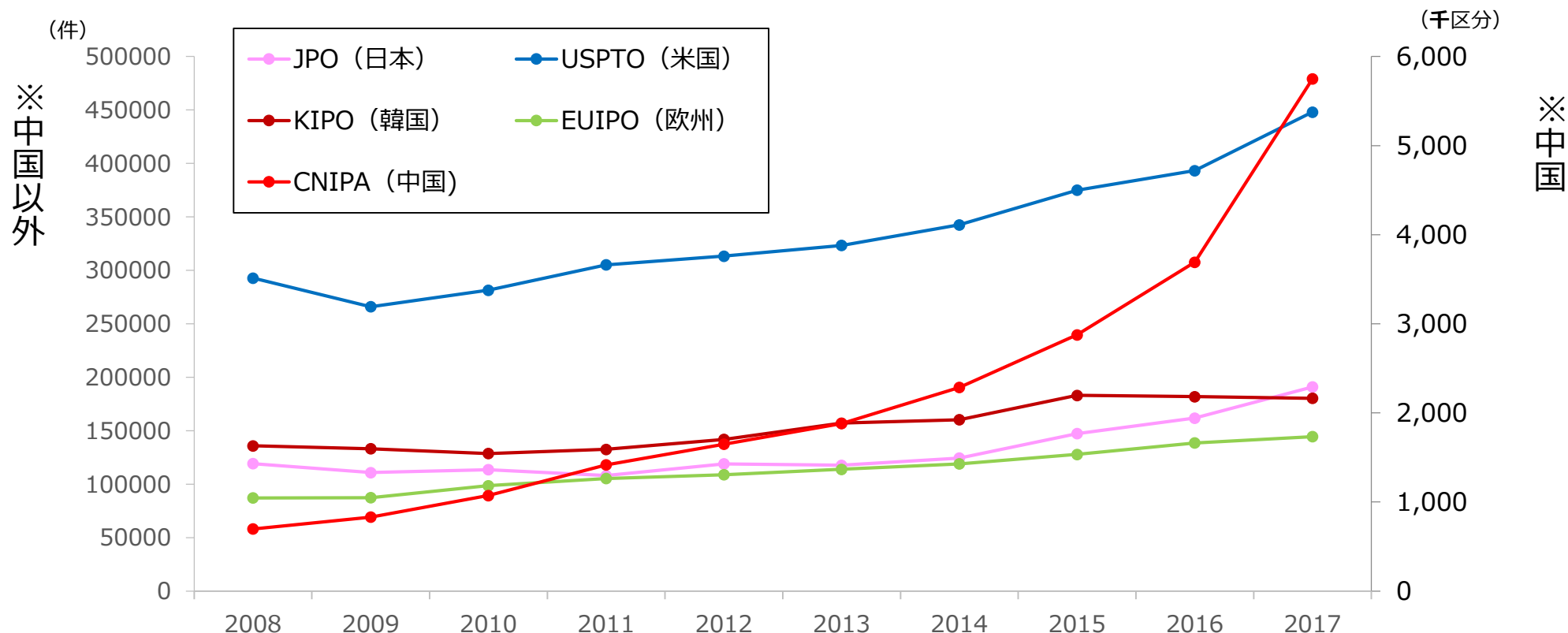
➡ 平成29年(2017年)は、平成25年(2013年)から約1.9倍（国内出願の約69%）

商標の出願件数の推移



5 大特許庁における出願件数の比較

■ 世界的にも出願増の傾向。特に中国の出願増が顕著。



	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
日本	119	111	114	108	119	118	124	147	162	191
欧州	87	87	99	105	109	114	119	128	139	144
韓国	136	133	129	133	142	157	160	183	182	180
米国	293	266	281	305	313	323	343	375	393	448
中国	698	830	1,072	1,417	1,648	1,882	2,285	2,876	3,691	5,748

単位：千件

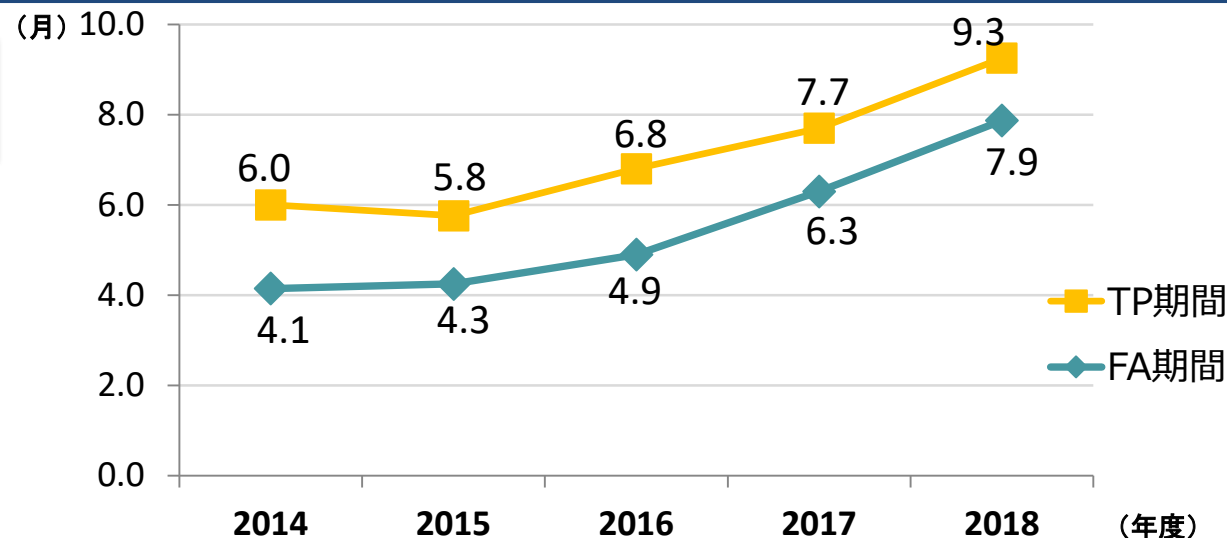
(備考) マドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
中国は件数での公表を行っていないため、数値は区分数（右軸）。

(出典) 日本 特許行政年次報告書2018年版
中国 CTMO Annual Report
その他 WIPO 統計

審査期間（FA・TP期間）

- 近年の出願件数増の影響等により、一次審査通知までの期間（FA期間）及び権利化までの期間（TP期間）は延びる傾向にある。
- 平成31年度（2019年度）の実施庁目標は、FA期間・TP期間ともに幅を持たせ、処理の健全化を促進。

商標審査の 平均FA・TP期間の推移



平成31年度に特許庁が達成すべき目標（審査期間）

- ✓ 出願から一次審査通知までの平均期間について、**7～9か月**とする*。
*新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。
- ✓ 権利化までの平均期間について、**8～10か月**とする*。
*新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。
- ✓ 早期審査対象案件の申し出から一次審査通知までの平均期間について、3か月以内とする*。
*新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。

なお、出願件数のさらなる増加により審査期間がさらに延びることが無いよう適切な措置を講じることとする。

商標出願・審査の動向

審査の処理促進・早期権利化

近年の法改正・審査基準改訂等

国際的な取組

早期審査

- 既に使用又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定した出願等については、適時の権利付与のために早期審査を実施
- 平成30年(2018年)の早期審査の平均FA期間は1.7ヶ月。手数料不要

対象1

一部の指定商品・役務について、
出願商標を既に使用 or 使用の準備を
相当程度進めている



権利化について緊急性を要する事情

第三者が使用

ライセンス請求

第三者から警告

外国に出願済

マドプロ国際出願の基礎出願

いずれかの商品に関して権利化の緊急性あり

例

被服

財布

時計

使用

不使用

不使用

対象2

全ての指定商品・役務について、
出願商標を既に使用 or 使用の準備を
相当程度進めている

例

被服

財布

時計

使用

使用

使用

対象3 ※平成29年に追加

一部の指定商品・役務について、
出願商標を既に使用 or 使用の準備を
相当程度進めている



「類似商品・役務審査基準」等に掲載の
商品・役務のみを指定

例

掲載あり

掲載あり

掲載あり

被服

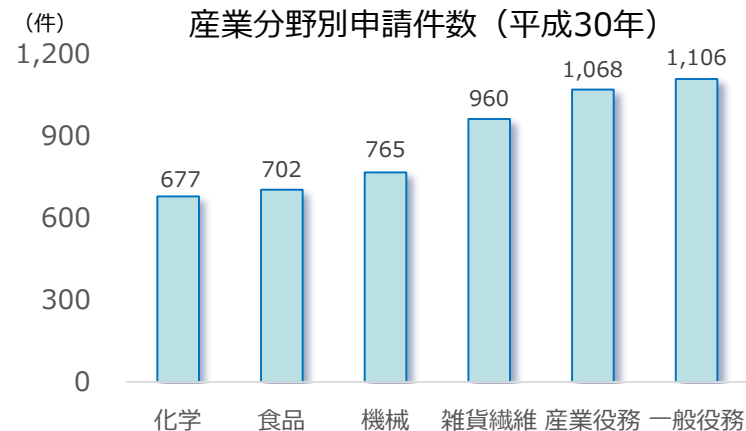
財布

時計

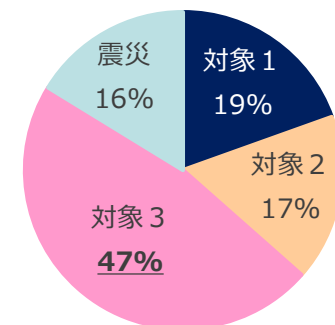
使用

不使用

不使用



対象別認定実績（平成30年）



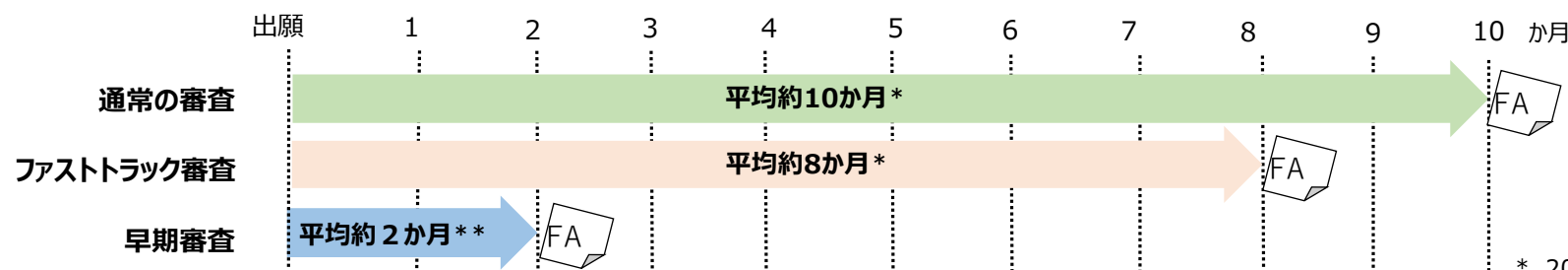
商標ファストトラック審査

- 「類似商品・役務審査基準」等に掲載の商品・役務のみを指定した国内出願について、**通常より約2か月早くFAを行う「商標ファストトラック審査」**の試行を開始
 - ➡ 審査負担が少ない出願を増やすことで、審査全体の処理促進につなげる目的
- 要件に該当するかは特許庁で自動的に判定するため、**申請手続や手数料は不要**

対象となるのは、次の全てを満たす出願

- ① 2018年10月1日以降の出願
- ② 出願時に、「類似商品・役務審査基準」「商品・サービス国際分類表(ニース分類)」「商標法施行規則(別表)」に掲載の商品・役務のみを指定している出願
- ③ 審査着手時まで指定商品・指定役務の補正を行っていない出願

審査期間イメージ



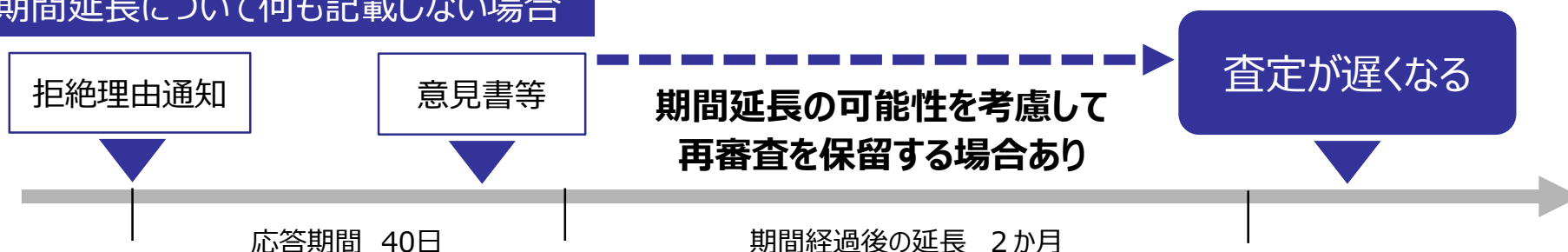
* 2019.7時点

** 出願と同時に早期審査の申請をした場合

より早い査定を可能とするために

- 期間延長請求制度の導入（平成27年法改正）に伴い、応答手続後の再審査の着手が遅くなる場合あり
 - ➡ **意見書等において「期間延長を請求する予定がない」旨明記**してもらえば、より早く再審査に着手でき、より早い査定が可能になる

○ 期間延長について何も記載しない場合



○ 期間延長請求しない旨を明記した場合



※補正書で延長請求しない旨を記載する場合は、【その他】の欄を設けて記載する

審査で採用された商品・役務名の公表範囲拡大

- 2018年3月以降、審査において10回以上採択された商品・役務名を定期的にJ-PlatPatで公表（年2回を予定）



- ✓ 商品・役務名を個別具体的に表示したい場合においても、多数の候補を参考に、拒絶理由を回避しやすい表示の検討が可能
- ✓ 拒絶理由の対象とならない商品・役務名の使用率が上がれば、審査負担の軽減となり審査処理促進が期待できる。

公表前

J-PlatPatで公表していた審査採用の商品・役務名
約75,000個



公表実績

- ・2018年3月・8月計 約4,600個
- ・2019年4月 約3,500個



J-PlatPatで公表している審査採用の商品・役務名は、
約82,000個に増加。

今後も定期的に公表数を増やしていく予定。

（参考）2019年4月の公表数が多い区分

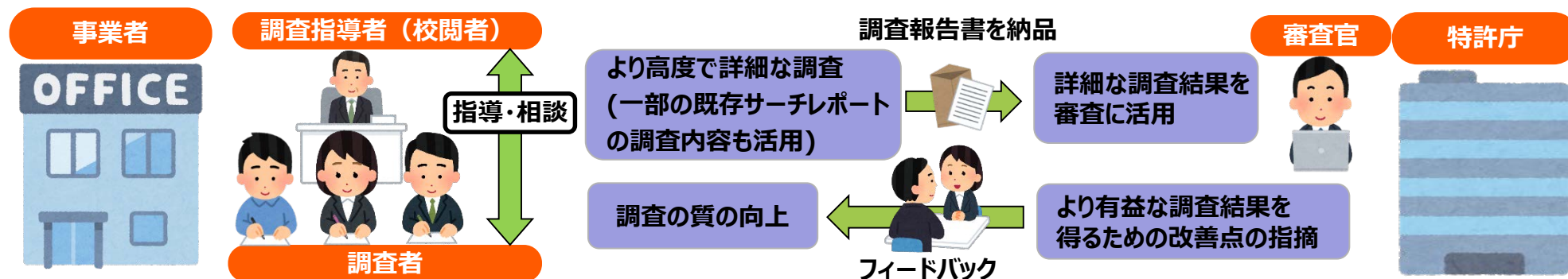
区分	35	36	41	9	42	37	45	11	7	39
	広告 小売等	金融 保険等	教育 娯楽等	電子機器 等	調査研究 等	建設等	法律事務 等	家電等	加工機械 等	輸送等
公表数	1035	398	374	347	321	111	73	69	66	60

商標における民間調査者の活用可能性実証事業

- 更なる商標審査の効率化のために、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」を開始する。
- 民間から募った調査者に、拒絶理由の該当性（商標法3条、4条等）に関する詳細な調査を実施させ、本事業で作成された商標登録出願の調査結果を商標審査に活用すると共に、この種の調査事業の課題や調査者の育成方法等に関する検討を行う。

事業イメージ

令和元年度予算額 12.6億円



今後の予定

- 委託事業者による調査者の採用及び機材の準備が整い次第、令和元年（2019年）夏頃より、調査を開始し、令和4年（2022年）3月まで実施の予定。

商標出願・審査の動向

審査の処理促進・早期権利化

近年の法改正・審査基準改訂等

国際的な取組

新しいタイプの商標

- 平成27年(2015年)4月から、音や色彩といった新しいタイプの商標も登録可能に。
言語を超えたブランドメッセージを保護し、企業の多様なブランド戦略を支援することが目的。

(2019.8.1時点)

新しいタイプの商標の 出願・登録状況*マドプロ出願を除く

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	和グラム
出願件数	1,824	652	536	445	172	20
登録件数	488	287	7	70	110	14

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標
(例:CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)



登録第5804299号
久光製薬(株)

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標
(例:商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)
*これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標



登録第5930334号
(株)トンボ鉛筆



登録第5933289号
(株)セブン-イレブンジャパン



位置商標

文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標



登録第6034112号
日清食品ホールディングス株式会社

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標
(例:テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)



登録第5804316号
(株)ワコール

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標
(例:見る角度によって変化して見える文字や図形など)



登録第5804315号
三井住友カード(株)

地域団体商標

地域団体商標

=

「地域名 + 商品（役務）名」

- 地域ブランドの保護による地域経済の活性化を目的に、平成18年(2006年)に導入
- 地域ブランドとして用いられることが多い、**地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる文字商標**について、**一定範囲の地域で有名である等の要件を満たせば登録可能**とする制度。登録：665件（2019年8月1日時点）
- 登録できる主体は、**組合、商工会、商工会議所及びNPO法人**に限られる
※平成29年(2017年)7月からは、地域未来投資促進法による商標法の特例措置により、一定の条件の下、一般社団法人まで主体を拡充

主な登録要件

主体要件

事業協同組合等の**組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人**（設立根拠法において組合員の加入自由を規定）

商標の構成

「**地域の名称**」と「**商品（役務）名**」等の組み合わせからなる**文字商標**であること

地域と商品役務の関連性

商標中の「**地域の名称**」が商品（役務）と**密接な関連性（商品の生産地である等）**を有すること

周知性

出願人又はその構成員の使用により、**これらの者の商標として知られていること**

農業協同組合

「米沢牛」

（山形おきたま農業協同組合）
商標登録第5029824号



事業協同組合

「横浜中華街」

（横浜中華街発展会協同組合）
商標登録第5069264号



商工会議所

「中津からあげ」

（大分県 中津商工会議所）
商標登録第5817143号



NPO法人

「小豆島オリーブオイル」

（香川県 NPO法人小豆島オリーブ協会）
商標登録第5800807号



地域団体商標 ～最近の主な取組～

① マークの策定

- 地域団体商標制度の認知度向上、権利者団体からの統一マーク策定のニーズに応えるため、2018年1月にマークを決定。
- 特許庁がHPやパンフレット、イベント等で使用するほか、権利者団体にも商品等パッケージやHP等において使用してもらうことにより、マークや制度の更なる周知を図る。

【地域団体商標マーク】



- ・ マーク使用届の申請は166団体 (2019.8.1時点)
- ・ 日本及び中国で商標登録済み (日本：2018.4.20) (中国：2019.4.7)

<マークの効果>

1. 地域団体商標の商標権を有する団体等のみが使用できるため、マークの有無により、第三者と差別化
2. 商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権の侵害を未然に防止



地域団体商標の産品（サービス）のブランド力向上

② 地域ブランド総選挙

- 地域団体商標の普及啓発と活用促進を目的として、各経済産業局とともに2018年3月に九州、12月に東海・北陸にて「**地域ブランド総選挙**」を開催。
- 「地域ブランド総選挙」は、地元の学生と地域団体商標の権利者等がチームを組み、地域団体商標の魅力を「Instagram®（インスタグラム）」で発信するとともに、今後のビジネス展開について発表する取組。今年度は東北で開催予定。

予選

- 学生が地域団体商標権者等取材し、地域の商品・サービスの魅力や地域団体商標権者の取組について「Instagram」でPR。「いいね！」の数等を踏まえ決勝戦に進出するチームを選出

決勝戦

- 地域団体商標の魅力や新しいビジネスプラン等についてチーム毎にプレゼンテーションを実施。一般来場者による投票等を踏まえ有識者による審査で賞を決定



▲学生のプレゼンテーションの様子



▲参加した学生と団体の集合写真

令和元年(2019年)商標法改正の概要

公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直し

令和元年(2019年)5月17日公布 同年5月27日施行

- 近年、公益団体等が地域の活性化等を目的に、自身を表すブランドを広報活動等に使用するケースが見られ、商標権について通常使用権を許諾したいとのニーズが存在。
- こうしたニーズを踏まえ、公益団体等を表示する著名な商標の通常使用権の許諾制限を撤廃（商標法第31条第1項ただし書）。

例) A B C大学の商標



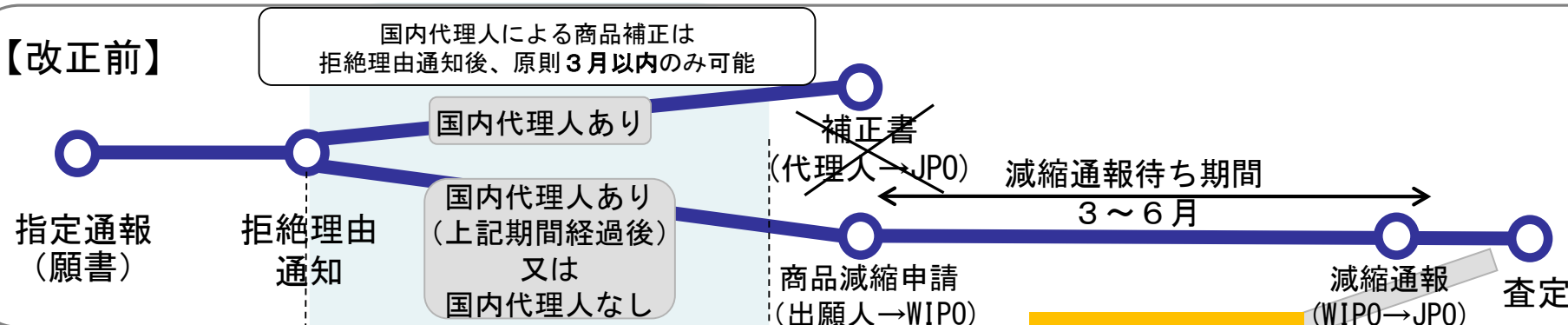
をコップに用いる例



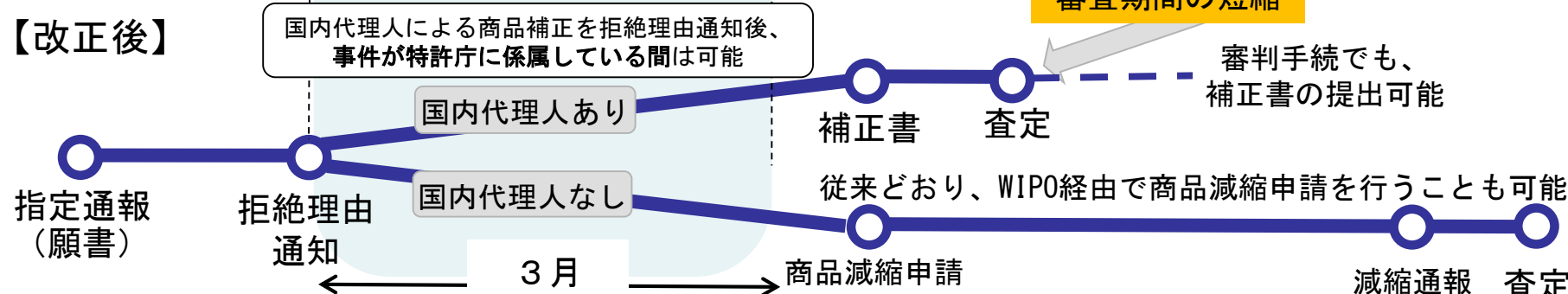
国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直し

令和元年5月17日公布 公布から1年以内に施行

【改正前】



【改正後】



商標審査基準の改訂

平成30年度（2018年度）の基準の改訂

■ 元号を表示する商標に関する基準の明確化

- その商標が、元号として認識されるにすぎないものである場合には、現元号同様に識別力を有しないものとして、商標法第3条第1項第6号に該当する旨を明記

■ 品種登録出願中の品種の名称に対する悪意の商標登録出願に関する基準の新設

- 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標について、品種登録を阻害する目的が認められる場合には、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」として、商標法第4条第1項第7号に該当する旨を明記

■ 商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化

- 商標が、商品の品質等を表示するものか否かの商標法第3条第1項第3号の該当性は、一般の需要者の認識を基準に判断される旨を明記し、あわせて、商標が商品の品質等を表示するものとして現実に用いられていることを要するものではない旨を明記

→商標審査基準（改訂第14版）を2019年1月に公表・施行

産業構造審議会

知的財産分科会

商標制度小委員会

商標審査基準WG

類似商品・役務審査基準の見直し及び分類に関する取組

国内における取組

■ 類似商品・役務審査基準の見直し

WIPOで開催された第28回ニース国際分類専門家委員会での議論の結果、国際分類第11-2019版が決定。国際分類に即して類似商品・役務審査基準の改訂を行い、2018年12月に公表。審査の予見性・一貫性の更なる向上を図る。

主な改正点

類移行及び類似群の変更 ⇒ 第24類「レザークロス」16C02 → 第18類 16C02 34C01

追加 ⇒ 第12類「クレーン付きトラック」

表示変更 ⇒ 第3類「愛玩動物用シャンプー」→「ペット用シャンプー」

■ ユーザーの利便性向上のための取組

①特許庁HPの「商品・役務の分類に関する情報」ページに以下を掲載

・「採用できない商品・役務名の一覧」

採用できない理由（表示不明確／区分相違／誤記／地域団体商標登録案件）別に一覧を作成

・「商品・役務名のQ&A」

②電話、メール及び面接による出願人等からの分類に関する相談対応(2018年：約8500件)

■ MGS充実化の協力

WIPOで採択可能な商品・役務表示を集めたデータベース(MGS:Madrid Goods and Services Manager)に対し、商品・役務表示の採否情報、日本語訳等を提供。

商標出願・審査の動向

審査の処理促進・早期権利化

近年の法改正・審査基準改訂等

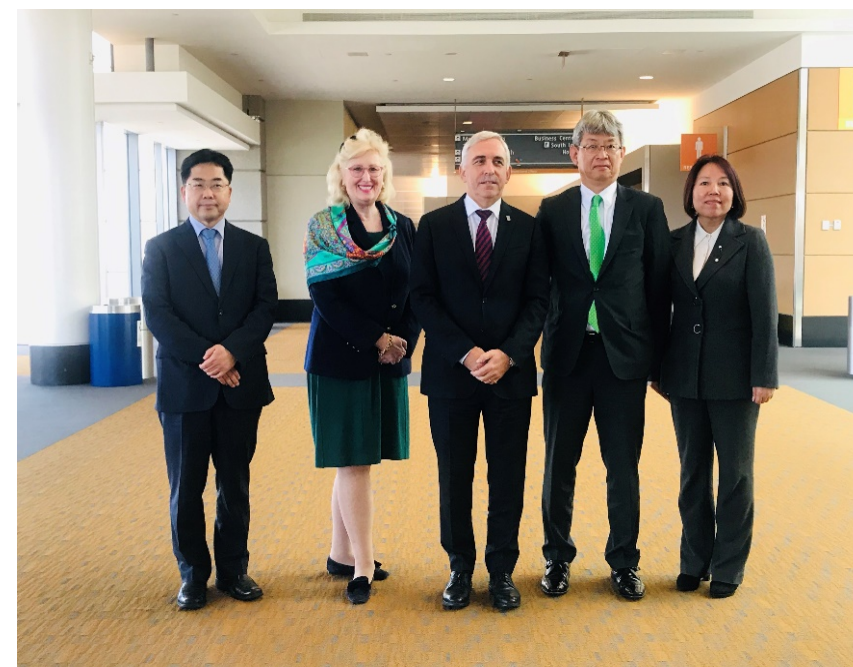
国際的な取組

商標5庁会合 (TM5) (概要)

- 商標5庁会合(TM5)は、日米欧中韓の商標五庁による国際的な協力を図り、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的とする枠組み。現在15のプロジェクトを推進中。
- 2019年第8回TM5年次会合はJPOがホストを務める。

プロジェクト

- ① 悪意の商標プロジェクト (日本)
- ② 図形商標のイメージサーチプロジェクト (日本)
- ③ TM5ユーザー参画プロジェクト (日本&欧州)
- ④ 品質管理プロジェクト (日本&欧州)
- ⑤ TMビュー (欧州)
- ⑥ 共通統計指標 (欧州)
- ⑦ 優先権プロジェクト (欧州)
- ⑧ IDリスト (米国)
- ⑨ 共通ステータス表示 (米国)
- ⑩ 非伝統的商標へのインデックス付け (米国)
- ⑪ 詐欺的請求プロジェクト (米国)
- ⑫ TM5ウェブサイト (韓国)
- ⑬ 審査結果の比較分析 (韓国)
- ⑭ 商品役務の記載に関する情報提供 (韓国)
- ⑮ 商標権侵害に対する意識啓発 (韓国)



<2019年 TM5 中間会合 (アメリカ・ボストン) >



商標5庁会合（TM5）（日本リードのプロジェクト）

①悪意の商標プロジェクト

- 他人の商標がその国・地域で登録されていないことを奇貨として、不正な目的で第三者が当該商標を出願する、いわゆる「悪意の商標出願」について、各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対し情報提供を行うことを目的とするプロジェクト。
- 実績
 - ・ 「悪意の商標出願セミナー」開催（2013,2014,2016年）
 - ・ 「悪意の商標出願に関するTM5の制度・運用報告書」公表（2015年5月）
 - ・ 「悪意の商標出願事例集」作成（2017年5月）
- 今後の予定
 - ・ TM5各庁の新たな事例及びTM5管轄区以外の国・地域の事例を追加した「拡大版・悪意の商標出願事例集」を、第8回TM5年次会合で公表予定（2019年12月）

②図形商標のイメージサーチプロジェクト

- 図形サーチシステムの開発及び実施における問題及び可能な解決策を定義し、TM5各庁がイメージサーチを導入する際に参考となるような成果物の作成・共有を目的とするプロジェクト。

③TM5ユーザー参画プロジェクト

- TM5/INTAジョイント・ワークショップの開催（2019年5月）。TM5ユーザー参画プロジェクトの一環で、第3回目は、「悪意の商標出願」をテーマに参加者と意見交換を実施。

④品質管理プロジェクト

- TM5各庁における審査実施体制・品質管理体制やその取組について情報交換し、品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めることを目的とするプロジェクト。
- JPOリードとEUIPOリードの二部構成からなる。JPOリードにおいては、各庁の取組・運用について情報収集し共有を図る（2018年から実施）。